

平成 25 年 12 月 6 日

各 位

い わ き 信 用 組 合

元職員による不祥事件の発生とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当組合において不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする地域金融機関におきまして、このような不祥事件を発生させ、日頃から当組合を信頼し、お取引をいただいております組合員の皆さま、地域の皆さまおよび関係する全ての皆さまに、多大なご心配とご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

当組合では、日頃よりコンプライアンスを経営の最重要課題とした経営体制の構築に取り組んでおりますが、今回の事案を厳粛に受け止めコンプライアンス態勢の一層の充実・強化を図るとともに、役職員一丸となって信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

記

1. 事件の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事故者 | 当組合元職員（男性 43 歳） |
| (2) 事件の内容 | お客さまからご依頼のあった定期預金解約金から定期積金への掛金入金を、また集金した定期積金の掛金を着服するなどしておりました。 |
| (3) 発覚日 | 平成 25 年 9 月 18 日 |
| (4) 発覚の経緯 | お客さまから苦情があり、内部調査の結果、判明いたしました。 |
| (5) 資金用途 | 遊興費やクレジット等の借入金返済などに流用しておりました。 |
| (6) 発生期間 | 平成 23 年 10 月 20 日～平成 25 年 9 月 18 日（1 年 11 ヶ月間） |
| (7) 発生店舗 | 鹿島支店（平成 23 年 10 月 21 日廃店）、郷ヶ丘支店 |
| (8) 事故金額 | 事故金額 6,282,943 円 実 損 額 0 円 (事故金額につきましては、事故者が全額弁済しております。) |

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

事件の概要をご説明したうえで、深くお詫び申しあげました。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、監督官庁および関係機関等へ報告、届出を行いました。また、警察署へ通報いたしました。

4. 関係者の処分

- (1) 元職員は、平成 25 年 12 月 5 日付で懲戒解雇処分としました。
- (2) 不祥事件の経営責任を明確にするため、役員への減俸処分を行いました。また、関係職員も内部規定に基づき人事処分を行いました。

5. 再発防止策

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、こうした事態を二度と発生しないよう再発防止策を徹底し、法令等遵守態勢および内部管理態勢の充実・強化を図り、役職員一丸となって皆さまからの信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

担当部署 : 総務部

電話番号 : 0246-92-4111

受付時間 : 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

以 上